

先生各位

診療報酬算定方法の一部改正についてのご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 1031 第 5 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 23 年 11 月 1 日より適用

《一部改正項目》 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）

改正後	現行
<p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療科 第 3 部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原（定性） ア 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ 次のいずれかの場合に算定する。 <u>(イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合</u> <u>(ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合</u> ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>	<p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療科 第 3 部 検査 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(32) (略)</p> <p>(33) 肺炎球菌細胞壁抗原（定性） ア 肺炎球菌細胞壁抗原（定性）は、尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合 ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>(34)～(44) (略)</p>

《備考》 本項目に関しましては、現在弊社では未受託となっております。